



総行 行 第 7 3 号
平成 2 0 年 6 月 1 8 日

各都道府県総務部長
（人事担当課扱い）
（市町村担当課扱い）
各都道府県議会事務局長 } 殿

総務省自治行政局行政課長



地方自治法の一部を改正する法律の公布及び施行について（通知）

地方自治法の一部を改正する法律（平成 2 0 年法律第 6 9 号。以下「改正法」という。）が、平成 2 0 年 6 月 1 1 日に成立し、同月 1 8 日に公布されました。

今回の改正は、普通地方公共団体の議会の実態等を踏まえ、議会活動の範囲を明確化するため、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができることとするとともに、議員の報酬に関する規定を整備するものであり、衆議院総務委員長の提案により成立したものであります。

貴職におかれましては、下記の事項について遺漏のないよう配慮されるとともに、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知願います。

記

第 1 議会活動の範囲の明確化に関する事項

議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができるものとされたこと。（地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「自治法」という。）第 1 0 0 条第 1 2 項関係）

- 1 上記の改正は、普通地方公共団体の議会の議員の活動のうち、議案の審査や議会運営の充実を図る目的で開催されている各派代表者会議、正副委員長会議、全員協議会等について、会議規則に定めることにより、議会活動の範囲に含まれ得ることを明確にしようとするものであること。
- 2 改正法に基づく協議又は調整を行うための場における議会活動については、説明責任の徹底及び透明性の向上を図ることも重要であることから、会議規則に所要の規定を設けるにあたっては、例えば、協議又は調整を行うための場を設ける手続のほか、協議又は調整の目的等その内容が明らかになるよう規定する必要があること。

第2 議員の報酬に関する規定の整備に関する事項

議員の報酬の支給方法等に関する規定を他の行政委員会の委員等の報酬の支給方法等に関する規定から分離するとともに、報酬の名称を議員報酬に改めるとされたこと。(自治法第203条及び第203条の2関係)

なお、改正法の施行日以降、新たな報酬等の支給までに、報酬等に関する条例の改正が必要であること。

第3 施行期日等

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとされたこと。(改正法附則第1条関係)